

龍ヶ崎市空家等対策の連携協力に関する協定書

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と茨城司法書士会（以下「乙」という。）は、龍ヶ崎市における効果的な空家等の対策を講じ、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、空家等が管理不全となることを防止するとともに、管理不全となった空家等の状態を改善することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 空家等が適正に管理されていないことにより、人命・身体又は財産に被害を及ぼす恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために空家等を放置することが不適切である状態をいう。
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 空家等の所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合に、次条に規定する乙に対する要請業務（以下「要請業務」という。）について紹介をすること。
- (2) 市広報紙、市公式ホームページその他の方法により乙に対して行う要請業務について周知を行うこと。

（要請業務）

第4条 甲は第1条の目的を達成するため、次の業務を受託する司法書士の推薦を乙に対して要請することができるものとし、乙はその要請に積極的に協力するものとする。

- (1) 空家等対策事業に関する相談業務
- (2) 不動産登記情報及び法務局に備えられた公図等による空家等の所在の確認並びに登記情報による空家等の所有者の確認業務
- (3) 空家等の所有者の生存及び所在の確認並びにその者が死亡している場合のその者の相続人調査業務
- (4) 甲の申立てに係る成年後見人（保佐、補助を含む）選任申立書、相続財産管理人選任申立書及び不在者財産管理人選任申立書の作成業務
- (5) 成年後見人、相続財産管理人及び不在者財産管理人に就任して行う財産管理業務
- (6) その他空家等対策事業に関する業務

（経費）

第5条 甲が乙に対して支弁する前条の要請業務に要する報酬その他経費等は、その都度甲乙で協議し、決定するものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、本協定により知り得た個人情報その他の情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定により知り得た個人情報その他の情報について、漏洩又は滅失等の事故が生じた場合は、速やかに相手方に報告し、対応策及び再発防止策等の措置を講じるものとする。

3 乙は、前条の業務を受託した司法書士に対し、本条の内容を遵守させるよう指導しなければならない。

（協議）

第7条 甲及び乙は、お互いに誠意をもって本協定を履行するものとする。

2 協定の内容を変更する必要があると認めるときは、甲及び乙が協議の上、本協定を変更することができる。

3 本協定の定めのない事項及び本協定の履行に当たり疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、その対応を決定する。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前に甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定の有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様に更新されるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各1通宛て所持する。

平成29年10月30日

甲 茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市長

中山一史



乙 茨城県水戸市五軒町一丁目3番16号
茨城司法書士会

会長

藤井里美

